

市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「中小企業振興基本条例骨子案」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方(対応)をご紹介します。

なお、市の考え方(対応)は、商工労働課、仮設山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所で閲覧できます。また市ホームページにも掲載しています。

【問い合わせ先】商工労働課 (☎ 82-1150)

◆中小企業振興基本条例 とは

中小企業の振興についての基本理念や基本方針等を定め、中小企業者を支援することにより、本市経済の発展および市民の生活向上に寄与することを目的とするものです。

中小企業振興基本条例骨子案	【担当課】	商工労働課 ☎ 82-1150
	公募期間	平成 27 年 3 月 2 日 ~ 31 日
	意見の件数	8 件
お寄せいただいた意見		市の考え方(対応)
【前文】 前文最下段に「…中小企業の振興は、…市民が一体となって図っていくため、この条例を制定するものです。」とあるが、「図っていくため」の部分を図っていく必要があるため」もしくは「図っていく必要があるとの認識の下」等にしたほうが、より分かりやすくなるのではないかと。		いただいたご意見を参考にして、より分かりやすい表記に修正します。
【1 目的】、【2 用語の定義】 「関係団体等」について、団体を「中小企業団体」と「関係機関」に分けて、「2 用語の定義」においても、「中小企業団体」を「商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業に関する団体」、「関係機関」を「銀行、信用金庫、その他の金融業、大学および高等専門学校等、その他の研究機関等」と定義してはどうか。		【1 目的】の「関係団体等」については、いただいたご意見の団体を包含していますので、現行どおりの表記をさせていただきます。【2 用語の定義】は、いただいたご意見を参考に修正します。
【3 基本理念】 「関係団体等」の表現について、「中小企業団体」と「関係機関」を追加して示してはどうか。		「関係団体等」の表現については、【2 用語の定義】において、ご指摘の団体等を加えて修正しますので、【3 基本理念】については、現行どおりの表記をさせていただきます。
【4 基本方針】 【4 基本方針】に以下のものを追加してはどうか。 ①市は、工事の発注ならびに物品およびサービスの調達にあたっては、中小企業者の受注の機会が増大するように配慮するとともに、市産品の積極的な購入に努めるものとする。②市は、地域資源を活用した農林水産業を担う中小企業の振興を図るため、販路の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。③市は、地域資源を活かした観光産業を担う中小企業の振興を図るため、市の魅力を内外に発信することにより、観光事業の推進を図ること。④市は中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査および研究を実施するものとする。		①については、4の「中小企業者の受注機会および販路の拡大を支援すること。」に包含していますのでご理解ください。②③④の具体的な内容については、「推進計画」策定の際に反映してまいりますので、現行どおりの表記をさせていただきます。